

見 積 合 せ 説 明 書

この見積合せ説明書は、政府所有外国産米穀（加工原材料用）販売に係る見積合せに参加しようとする者に、見積合せを行うために必要な事項について説明するものである。

1 見積合せの心得

- (1) 見積合せ参加者は、あらかじめ、見積合せの実施について、見積合せ説明書、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号）及び契約書案の条項を熟覧の上、参加しなければならないものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。
- (2) 見積合せ参加者は、代理人をして参加させるときは、その委任状を提出させなければならない。
- (3) 見積合せ参加者又は見積合せ参加者の代理人は、同一の見積合せにおいて他の見積合せ参加者の代理をすることができない。
- (4) 見積合せ参加者は、見積合せ時刻を過ぎたときは、見積合せすることができない。
- (5) 見積合せ参加者は、提出した「政府所有外国産米穀（加工原材料用又は染色糊用）に係る買受見積書（様式 2）」（以下「見積書」という。）の引換え、変更又は取消しをすることができない。

2 見積書の記載

- (1) 見積書は、特に指示がある場合を除き、別紙（様式 2）の書式により作成し、申請者の氏名を表記し見積合せしなければならない。（政府所有米麦情報管理システムによる場合を除く）
- (2) 見積書に記入する数字は算用数字により鮮明かつ明確に記載の上、指定された期日までに提出するものとする。
- (3) 代表者欄には、買受資格の申請の際に用いた代表者の氏名を記入すること。
- (4) 代理人による見積合せの場合は、見積書に競争参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載するものとする。
- (5) 見積書は、「MA タイもち精米の令和 8 年 8 月～11 月期需要分引渡場所別買受希望書（様式 1）」に対する買受申込単価を記入する。
なお、見積合せ参加者は、消費税及び地方消費税相当額を含まない 1 トン当たりの包装代込みの単価を記載するものとし、販売代金の支払に当たっては買受申込単価に数量を乗じた価格に消費税相当額を加算した金額を支払うものとする。
- (6) 見積書の金額は、特に指示がある場合を除き、円単位とし、円未満の金額を付してはならない。
- (7) 見積書の訂正箇所には、訂正印を押印すること。（ただし、価格を訂正した場合は無効とする。）

3 見積合せの無効

次に該当する見積合せは無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした見積合せ

- (2) 買受申込みに際し、虚偽の申告をした者のした見積合せ
- (3) 委任状を提出していない代理人のした見積合せ
- (4) 見積合せ者の記名のない見積合せ
- (5) 見積合せ価格を訂正した見積合せ
- (6) 見積合せ価格に円未満の数を付した見積合せ
- (7) 見積書が所定の記載方法によらない見積合せ
- (8) 見積合せの対象とする金額に係る記載が不鮮明又は不明確な見積合せ
- (9) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした見積合せ
- (10) 見積合せ者が2通り以上の意思表示をした際の当該見積合せ
- (11) 見積合せに制限を設けた場合に、その制限に反して見積合せをした者の見積合せ
- (12) 公正な手段によらない見積合せ
- (13) 前号までに掲げるもののほか、この説明書に定める条件に違反した見積合せ

4 見積合せ結果の通知

- (1) 政府所有米麦情報管理システムによる場合

見積合せの結果は、政府所有米麦情報管理システムにより翌日（ただし、翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、これに次ぐ最初の開庁日とする。）までに申請者に通知する。

- (2) 紙による場合

見積合せの結果は、見積合せ参加者に対し、原則として翌日までに「MAタイもち精米の令和8年8月～11月期需要分引渡場所別買受希望書（様式1）」に記載された連絡先等に連絡する。

- (3) なお、見積合せの決定が遅れる等により、翌日までに結果の連絡ができない場合は、別途連絡する。

5 公正な見積合せの確保

- (1) 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積合せ参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積合せ参加者を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

6 契約の締結

買受予定人は、買受決定の翌日から21日以内に契約書に記名押印の上、契約を締結しなければならない。

7 契約数量

契約数量は落札した買受申込数量とし、実際の引渡数量については、受託事業体が買受人に引き渡す現品の荷姿の状況又は流通の実態等に応じ、買受申込数量の近似値で買受人との間で調整することがある。

（調整方法）

基本的には、実際の引渡数量は、契約数量を量目（フレコンを含む。）で除し、当該数値を四捨五入して得られた数値（整数）に、当該量目（フレコンを含む。）を乗じて得た数量とする。

令和8年2月2日